

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準 新旧対照表

建築審査会包括同意基準 1

旧	新
【広場等に接する敷地に建築する建築物】 1 略	【広場等に接する敷地に建築する建築物】 1 略

建築審査会包括同意基準 2

旧	新
【公的機関等が管理する幅員 4 m 以上の道に接する敷地に建築する建築物】 2 略	【公的機関等が管理する幅員 4 m 以上の道に接する敷地に建築する建築物】 2 略

建築審査会包括同意基準 3 - 2

旧	新
<p>【都市計画法第 37 条の規定に基づく制限解除を受けた建築物、土地区画整理法第 76 条の規定に基づく許可を受けた建築物その他これらに類するもの】</p> <p>3 - 2 建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 3 号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでの一に該当する建築物であること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 2 条第 2 号に規定する宅地造成</u>に関する工事で、建築基準法(以下「法」という。)第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく位置の指定を受けようとする道(以下「位置指定予定道路」という。)に 2 m 以上接する敷地に建築する建築物で、位置指定予定道路の位置が指定されるまで当該建築物を使用しない、かつ、使用させない旨の関係権利者の誓約書が提出されているもの</p> <p>(2) 略</p>	<p>【都市計画法第 37 条の規定に基づく制限解除を受けた建築物、土地区画整理法第 76 条の規定に基づく許可を受けた建築物その他これらに類するもの】</p> <p>3 - 2 建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 4 項第 3 号の規定に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない建築物は、次の各号の基準に適合する建築物とする。</p> <p>(1) 次のアからウまでの一に該当する建築物であること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成又は同条第 3 号に規定する特定盛土等</u>に関する工事で、建築基準法(以下「法」という。)第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく位置の指定を受けようとする道(以下「位置指定予定道路」という。)に 2 m 以上接する敷地に建築する建築物で、位置指定予定道路の位置が指定されるまで当該建築物を使用しない、かつ、使用させない旨の関係権利者の誓約書が提出されているもの</p> <p>(2) 略</p>

建築審査会包括同意基準 3 - 3 A

旧	新
平成 11 年 5 月 1 日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 1.8m 以上、中心後退 2 m 以上】 3 - 3 A 略	平成 11 年 5 月 1 日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 1.8m 以上、中心後退 2 m 以上】 3 - 3 A 略

建築審査会包括同意基準 3-3B

旧	新
平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 2.7m以上、中心後退 2m以上】 3-3B 略	平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 2.7m以上、中心後退 2m以上】 3-3B 略

建築審査会包括同意基準 3-3の2

旧	新
平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 1.5m以上、かつ、延長 20m以下】 3-3の2 略	平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 1.5m以上、かつ、延長 20m以下】 3-3の2 略

建築審査会個別提案基準 3-4

旧	新
平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【一戸建ての住宅の場合：空地幅員 0.9m以上 1.8m未満、中心後退 2m以上】 【一戸建ての住宅以外の場合：空地幅員 1.5m以上 1.8m未満、中心後退 2m以上】 3-4 略	平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【一戸建ての住宅の場合：空地幅員 0.9m以上 1.8m未満、中心後退 2m以上】 【一戸建ての住宅以外の場合：空地幅員 1.5m以上 1.8m未満、中心後退 2m以上】 3-4 略

建築審査会個別提案基準 3-4の2

旧	新
平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 0.9m以上、かつ、延長 15m以下】 3-4の2 略	平成11年5月1日において現に存在する専用型の通路の終端等に接する敷地に建築する建築物 【空地幅員 0.9m以上、かつ、延長 15m以下】 3-4の2 略

建築審査会個別提案基準 3-5

旧	新
平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【一戸建ての住宅の場合：空地幅員 0.9m以上 1.8m未満、中心後退 1.35m以上 2m未満】 【一戸建ての住宅以外の場合：空地幅員 1.5m以上 1.8m未満、中心後退 1.35m以上 2m未満】 3-5 略	平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物 【一戸建ての住宅の場合：空地幅員 0.9m以上 1.8m未満、中心後退 1.35m以上 2m未満】 【一戸建ての住宅以外の場合：空地幅員 1.5m以上 1.8m未満、中心後退 1.35m以上 2m未満】 3-5 略